

VI 学校問題についての危機管理

1 いじめ

＜いじめ防止対策推進法＞（平成 25 年 6 月 28 日公布・平成 25 年 9 月 28 日施行）

（学校におけるいじめの防止等のための組織）

第 2 2 条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(1)いじめの未然防止

＜教員の指導力の向上と組織的対応＞

- ①学校いじめ対策委員会の設置および学校いじめ防止基本方針の策定
- ②学級担任、専科教諭による問題を抱える児童への積極的な働きかけ
- ③いじめに関する研修の実施

＜いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりをしないための取組＞

- ①いじめに関する授業の実施
- ②弁護士等を活用した法教育授業の実施
- ③人権週間等で「いじめは絶対に許さない」旨の指導
- ④いじめ防止対策徹底のためのチェックリストの活用

(2)いじめの早期発見

- ①学期一回の「いじめアンケート」の実施
- ②第 5 学年を対象としたスクールカウンセラーによる「全員面接」の実施
- ③月一回の学校いじめ対策委員会、生活夕会での情報交換
- ③いじめ発見のチェックシートの活用

いじめ発見のチェックシート

1 表情・態度

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 笑顔が無く沈んでいる。 | <input type="checkbox"/> ぼんやりとしていることが多い。 |
| <input type="checkbox"/> 視線をそらし、合わそうとしない。 | <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる。 |
| <input type="checkbox"/> 表情がさえず、ふさぎ込んで元気がない。 | <input type="checkbox"/> 周りの様子を気にし、おすおすとしている。 |
| <input type="checkbox"/> 感情の起伏が激しい。 | <input type="checkbox"/> いつも一人ぼっちである。 |

2 身体・服装

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 体に原因が不明の傷などがある。 | <input type="checkbox"/> けがの原因を曖昧にする。 |
| <input type="checkbox"/> 顔色が悪く、活気がない。 | <input type="checkbox"/> 登校時に、体の不調を訴える。 |
| <input type="checkbox"/> 寝不足などで顔がむくんでいる。 | <input type="checkbox"/> ボタンが取れていたり、ポケットが破けたりしている。 |
| <input type="checkbox"/> シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている。 | <input type="checkbox"/> 服に靴の跡がついている。 |

3 持ち物・金銭

かばんや筆箱等が隠される。

机やイスが傷つけられたり、落書きされていたりする。

靴や上履きが隠されたり、いたずらされたりする。

ノートや教科書に落書きがある。

作品や掲示物にいたずらされる。

必要以上のお金を持っている。

4 言葉・行動

他の子供から、言葉かけを全くされていない。 いつもぼつんと一人でいたり、泣いていたりする。

登校を渋ったり、忘れ物が急に多くなったりする。 教室にいつも遅れて入ってくる。

職員室や保健室の付近でうろうろしている。 いつも人の嫌がる仕事をしている。

すぐに保健室に行きたがる。

家から金品を持ち出す。

不安げに携帯電話をいじったり、メールの着信や掲示板をチェックしたりしている。

(3)いじめ問題発生時の対応

1 いじめ問題を発見する。

①児童からの訴え、保護者からの訴え

②教師の発見

③他の児童からの情報提供

2 早期対応をする。

①いじめの疑いを含め発見後すぐに報告
(担任→学年主任・いじめ担当・生活指導主任・管理職へ)

②事実の把握(担任・学年) ※1人で聞き取らない

③確認をした事実を報告

→学校いじめ担当、生活指導主任、副校長、校長

④今後の対応について検討

→学校いじめ防止対策委員会

⑤管理職より町教委へ状況報告

3 保護者への連絡をする。

・経過や指導内容、対応策について連絡
(担任および管理職)

4 被害児童、加害児童への指導をする。

(担任および学年、管理職)

・学校いじめ防止対策委員会で役割分担

5 保護者への連絡をする。

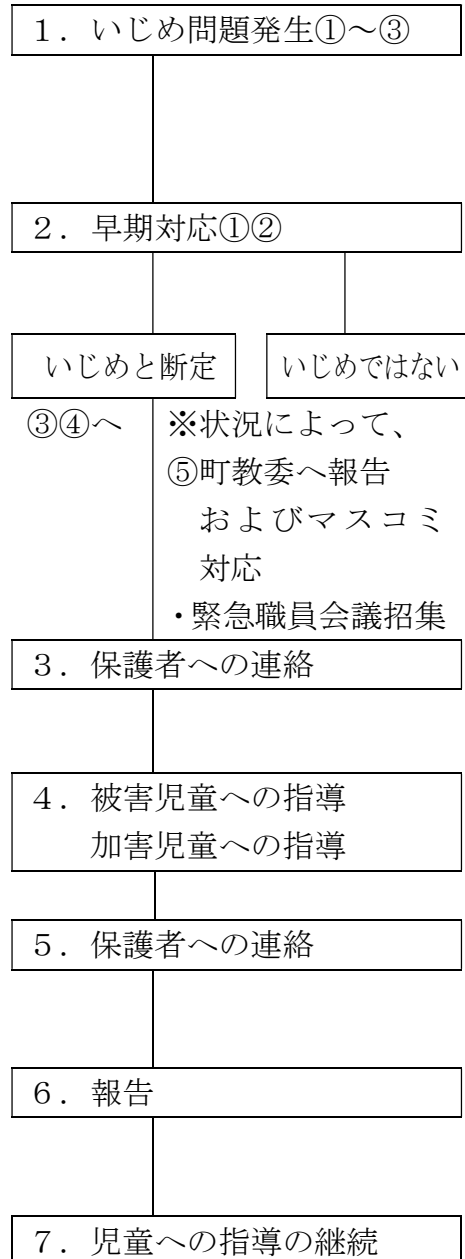
・経過や指導内容、対応策について説明
(担任および管理職)

6 報告

・管理職→町教育委員会へ

・担任および管理職→全職員へ

7 児童への指導を継続する。



瑞穂町立瑞穂第四小学校いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

1 定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

2 組織

いじめ問題対策について協議する際には、次の組織を活用する。

- (1) いじめ検討会（校長・副校長・生活指導主任・養護教諭・担任）
- (2) いじめ問題対策委員会（校長・副校長・主幹教諭・主任教諭・養護含む）
- (3) 特別支援委員会（生活指導部およびスクールカウンセラー）
- (4) 町教育委員会（健全育成推進会議、いじめ問題対策委員会、いじめ問題調査委員会）

3 基本施策及びいじめ防止等に関する措置

瑞穂第四小学校は、いじめ防止対策を推進するため「瑞穂町いじめ防止基本方針」に基づき、計画的に次の項目に取り組む。

- (1) 道徳教育の充実
 - ア 道徳教育の全体計画及び各学年の年間指導計画を作成するとともに、各教科等での指導との関連を図り指導の効果が高められるようにする。
 - イ 道徳授業地区公開講座を年間1回開催し、家庭・地域に道徳授業を公開するとともに、互いの意見を交換し合い、連携して道徳教育を推進する。
- (2) 早期発見のための措置
 - ア いじめアンケート調査を年間3回以上実施するとともに、必要に応じて面談を実施する。
 - イ 「いじめ検討会」を設置し、いじめアンケートに「はい。」と答えた児童の事案を複数の立場から「いじめ」とするか検討する。
 - ウ 第5学年全員がスクールカウンセラーとグループ面談を実施する。
 - エ 週に1度、生活指導夕会において、学級担任・専科教員・養護教諭等、さまざまな立場の視点から児童の様子を報告し合い、教職員全体によるいじめに関する情報の共有化を図る。
 - オ 早期にいじめを発見するために、共通のチェックリストを活用する。
- (3) 校内体制の整備
 - ア 学校内に教育相談室を設置し、相談しやすい環境づくりに努める。
 - イ 町教育相談室等の各種相談機関、スクールカウンセラー及び町教育相談員との相談方法について、児童・生徒及び保護者に定期的に周知する。スクールカウンセラー及び町教育相談員については、年度当初に紹介するとともに、出勤日を学校日より等で周知し、効果的に活用できるようにする。
 - ウ 管理職は校務分掌を適正化し、教職員が児童と多く関わる機会を設け、いじめの未然防止を行う。
 - エ 学校評価を活用し、学校が行っているいじめ防止に対する取り組みを確認する。
- (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
 - ア インターネットや携帯電話を使用する際のマナーについて、高学年ではセーフティ教室を活用して指導を行う。
また、保護者会等の機会を通して保護者に対しても啓発を図る。
 - イ ICTサポーターを活用しネットモラルやリテラシーに関わる内容の授業を実施する。
 - ウ 児童がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかについても、定期的に確認する。
- (5) 校内研修の実施
 - 教育相談員、スクールカウンセラーを講師とした校内研修を年間3回以上実施し、教員の資質・能力の向上を図る。
- (6) 啓発活動
 - ア ふれあい（いじめ防止強化）月間等、いじめ防止対策に関する学校の取組について、学校だよりを通して周知するとともに、家庭・地域と連携・協力していじめ防止に取り組む。
 - イ 人権週間では、いじめ防止に関わる標語を児童から募集し、校内に掲示する。

4 いじめに対して講ずべき措置

瑞穂第四小学校は、いじめが発生した際、早期解決に向け次の項目に取り組むものとする。

- (1) 個別のいじめへの対処
 - ア 複数の教員による事実確認を行い、速やかに町教育委員会に報告し、必要に応じて組織的な対応について協議する。
 - イ いじめを受けた児童に対して、心の安定を図れるよう教員又はスクールカウンセラー等による面談を行う等、必要な支援を行う。
 - ウ いじめを行った児童に対して、「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、いじめることをやめさせるとともに、いじめてしまう気持ちを聞き、心の安定を図れるようにする。
 - エ いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の保護者に対して、事実を正確に伝えるとともに、保護者の悩みや気持ちを真摯に受け止め、解決に向けて連携して取り組む。
 - オ いじめられた児童、いじめを知らせてきた児童に対し、心理的・身体的な安全を十分に確保できるよう努める。
 - カ いじめの発見から、3か月いじめに係る行為が止んでいる状態をもって解消とする。解消には、当該児童及び保護者への面談等での確認を行う。
- (2) 重大事態への対処
 - 重大事態が発生した場合には、速やかに瑞穂町教育委員会に報告し、連携をとりながら、いじめ問題対策委員会において、調査等の対応を行う。その際、必要に応じて警察への通報や関係機関と連携した対応を行う。
 - 〔重大事態の具体例〕
 - 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等の重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - いじめにより相当の期間（年間30日を目安とする）欠席した場合